

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社大林組	東京都港区港南 2 - 1 5 - 2	1-003000

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者番号を表す。

2 指 名 停 止 措 置 期 間 令和 8 年 8 月 1 1 日～令和 8 年 9 月 1 0 日 (1 か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する建設工事

4 事実概要

(株)大林組が代表構成員を務める共同企業体が施工の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事において、令和 6 年 1 0 月 4 日に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和 8 年 3 月 2 4 日付けで同社及び同社社員 2 名が鰺沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成 2 年常陸太田市告示第 2 1 号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第 2 第 15 号(1)に該当する。

< 指名停止措置要領別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

問 い 合 わ せ 先
茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係 茨城県常陸太田市金井町 3690 電話 0294—72—3111